

差替

議 事 日 程

平成30年11月29日

午後1時30分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課11月行事報告

第 5 議 案 上 程

第45号議案 島原市運動部活動の在り方に関する方針について

(追加)

第46号議案 議会の議決を経るべき議案について (一般会計補正予算第5号)

第 6 次回定例教育委員会日程について

第 7 そ の 他

(1) 報告事項

① 12月行事予定について

(追加)

② 学校ICT整備スケジュール(案)：平成31年度当初予算要求案

(2) その他

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日 定例会

教育委員会 12月定例会 報告事項

[11月]

(教育総務課)

[illegible]

教育委員会 12月定例会 報告事項

[11月]

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	木	北村西望賞教育美術展会場撤去・作品搬出・反省会	8:30	島原文化会館	平田、中村、横田、中尾、城臺
1	木	あいさつ運動	7:30	市内各所	課長、平田、中村、横田、中尾
1	木	第2回学力向上推進会議	9:30	長崎大学附属小学校	森田
1	木	A L Tミーティング	15:30	森岳公民館	中村
2	金	第三小学校研究発表会	12:40	第三小学校	教育長、課長、平田、中村、横田、森田、中尾
5	月	県市町学校教育課長会議(～6日)	13:30	諫早市	課長
5	月	フリースクール説明	13:30	清華学園	中尾
6	火	第2回超勤改善対策会議	13:00	諫早市	課長
6	火	第一小学校 校内研修	14:05	第一小学校	森田
7	水	定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、課長、平田、中村、横田、森田、中尾
8	木	長崎県中学校総合体育大会駅伝大会	10:50	トランスコスモススタジアム	教育長、中尾
8	木	養護教諭部会	14:00	杉谷公民館	森田
8	木	島原市ひとづくり出前講座	17:45	島原病院	横田
9	金	就学時健康診断	13:30	第三小学校	中村、横田、森田、中尾、城臺
9	金	長崎県N I Eフェア研究発表会	10:30	西有家小学校	平田
10	土	市民音楽祭	9:00	島原文化会館	平田、中村、中尾、城臺
10	土	ジオパーク協議会10周年シンポジウム	11:00	復興サブアリーナ	横田、森田
12	月	教職員実態調査2次ヒアリング(～14日)	9:30	有明文化会館	教育長、課長、平田、中村
12	月	島原防災塾運営委員会	10:00	雲仙復興事務所	森田
13	火	献立作成検討委員会	14:00	第三小学校	城臺
13	火	心の教室相談員等研修会	14:00	適応指導教室	中尾
14	水	校務支援システムプレゼンテーション審査	9:30	長崎県庁	中尾
15	木	適応指導教室入級審査	10:00	適応指導教室	中尾
15	木	就学時健康診断(湯江小就学予定者)	13:30	有明文化会館・有明公民館	平田、中村、横田、森田、中尾、城臺
16	金	就学時健康診断(大三東小・高野小就学予定者)	13:30	有明文化会館・有明公民館	平田、中村、横田、森田、中尾、城臺
16	金	有明庁舎避難訓練	9:30	有明庁舎	課長、平田、中村、横田、森田、中尾、城臺
17	土	福知山市友好親善訪問団出迎え	9:30	島原城	課長、平田、城臺
19	月	定例教頭会	10:30	三会公民館	課長、平田、中村、森田、中尾
19	月	生徒の指導に関する研修会	13:30	杉谷公民館	中尾
20	火	生徒指導に係る情報交換会	13:00	有明公民館	課長、中尾
20	火	小学校におけるプログラミング教育の在り方公開授業	14:00	第一小学校	教育長、課長、平田、横田、森田
21	水	第1回島原市中心身障害児就学指導委員会	14:00	有明公民館	教育長、横田
21	水	就学時健康診断	13:30	第五小学校	平田、中村、森田、中尾、城臺
22	木	就学時健康診断	13:30	三会小学校	平田、中村、横田、森田、中尾、城臺
22	木	中体連理事会	14:00	森岳公民館	中尾
26	月	島原市教育委員会表彰	9:30	有明文化会館	課長、森田
27	火	学校巡回訪問	10:30	第五小学校	教育長、課長、平田、中村、横田、森田、中尾
28	水	学校巡回訪問	10:30	湯江小学校	教育長、課長、平田、中村、横田、森田、中尾
29	木	定例教育委員会	13:30	有明庁舎	教育長、課長
29	木	教務主任会	14:00	杉谷公民館	横田、中尾
30	金	コミュニティスクール研究発表会	9:30	東彼杵町千綿中学校	平田
30	金	小中学校英語教育研修会	14:00	第三中学校	中村、横田
30	金	島原市学校給食会理事会	14:30	有明給食センター	課長

島原市教育委員会 12月定例会報告事項

【平成30年11月】

社会教育課

日 曜 日	報告事項	内容並びに参考事項		
1 木	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、稲田
5 月	指定管理者選定委員会	13:30	外港庁舎	次長、課長
6 火	社会教育委員の会	14:00	有明公民館	藤井
6 火	島原市美術展第3回運営委員会	19:00	森岳公民館	徳永
7~8 (水~木)	長崎県下少年センター職員研修会及び所長会	13:30	五島市	課長、入江指導監
10 土	島原市民音楽祭「小・中学生の部」	10:00	島原文化会館	市長、教育長、課長、社会教育課、学校教育課
11 日	島原市民音楽祭「洋楽の部」	13:30	島原文化会館	課長、宇土、小山
15 木	島原城築城400周年記念事業歴史・文化部会	15:30	霊丘公民館	宇土
15~16 (木~金)	九州地区公民館研究大会沖縄大会	13:30	沖縄県	野口(安中公民館主事)
16 金	例規審査委員会	13:30	外港庁舎	次長、課長
17 土	福知山市友好親善訪問日米親善人形対面式	14:30	島原城本丸	教育長、課長、社会教育課員
18 日	福知山市～島原市「日米親善人形交流展」	9:00	松平文庫展示室	12/16(日)まで
18 日	島原市民音楽祭「邦楽の部」	13:30	島原文化会館	課長、徳永
19 月	島原半島社会教育連絡協議会総会	14:30	南島原市	課長以下社会教育課12人
21 水	少年センター第2回立入調査	15:00	市内一円	課長、藤井、入江指導監
26 月	社会教育担当者会	9:30	森岳公民館	藤井、野口指導員
28 水	平成31年度当初予算ヒアリング	9:00	折橋庁舎	課長、徳永、宇土
30 金	市民音楽祭「小・中学生の部」第4回代表者会議	15:30	杉谷公民館	藤井、徳永
30 金	少年センター役員打合せ会	18:30	くるみ	課長、藤井、入江指導監
※ 各地区にて高齢者学級6回(担当:野口)・女性学級9回開催(担当:松本和)				

【付記事項】

3 土	有明総合文化祭「芸能発表会」	10:00	有明文化会館	課長、稲田
4 日	安中公民館まつり	9:30	安中公民館	課長、野口
9 金	市婦連役員会	10:00	安中公民館	藤井
11 日	三会ふれあいフェスティバル	9:00	三会公民館	市長、課長、植木
11 日	白山公民館まつり	9:00	白山公民館	市長、大川
11 日	島原ビデオクラブ第16回作品映写会	13:30	杉谷公民館	課長
18 日	有明地区自治会対抗バレーボール大会	7:45	有明体育館	課長
22 木	健康づくり推進協議会	19:00	保健センター	課長
25 日	杉谷公民館まつり	9:00	杉谷公民館	市長、課長

教育委員会 12月定例会 報告事項

(スポーツ課)

[11月]

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	木	夢の教室(2・3校時)	9:30	第一小学校	太田、荒木
1	木	夢の教室(5・6校時)	14:10	第二小学校	園田、荒木
4	日	有明地区ソフトボール大会開会式	8:30	有明の森	市長
4	日	半島内少年剣道大会開会式	9:00	有明体育館	教育長
4	日	タグラグビーフェスタ開会式	10:00	平成町多目的	課長
7	水	定例校長会	9:30	杉谷公民館	園田
7	水	ラグビーWC九州開催関係都市合同会議	14:00	熊本県庁	中島
9	金	学生ボランティア説明会(杉谷地区)	14:00 19:00	杉谷公民館	中島、園田、太田
10	土	県民体育大会開会式	10:00	佐世保市東部スポーツ広場体育館	課長、中島、荒木
10	土	介護予防フォーラム(しまばら体操)	14:00	有明文化会館	園田
12	月	学生ボランティア説明会(森岳地区)	14:00 19:00	森岳公民館	園田、太田
13	火	三市連合ゲートボール大会開会式	9:00	中尾川河川敷	市長
13	火	学生ボランティア説明会(有明地区・白山地区)	14:00 19:00	有明公民館 白山公民館	中島、園田、太田、荒木
14	水	夢の教室市長表敬訪問(山口美咲先生)	8:45	外港庁舎	荒木
14	水	夢の教室(3・4校時 5・6校時 2クラス)	10:25	第三小学校	荒木
15	木	夢の教室市長表敬訪問(柳川雅樹先生)	8:45	外港庁舎	園田
15	木	夢の教室(3・4校時 5・6校時 2クラス)	10:30	大三東小学校	荒木
15	木	全国スポーツ推進委員研究協議会		鹿児島市	スポーツ推進委員4名
16	金	夢の教室(2・3校時)	9:30	湯江小学校	太田
16	金	夢の教室(5・6校時)	14:10	高野小学校	太田
16	金	有明庁舎避難訓練	11:30	有明庁舎	職員
17	土	福知山親善交流団受け入れ動員			中島
19	月	定例教頭会	10:30	三会公民館	園田
19	月	学生ボランティア説明会(安中地区)	14:00 19:00	安中公民館	園田、荒木
22	木	福知山マラソン(～24日)	6:30発	福知山市	荒木、市民ランナー(松本氏、徳永氏)ブランド営業課長、白山婦人会(成瀬氏)
22	木	日体大自治体フォーラム(～23日)	16:00	帝国ホテル	浅田
26	月	市教育委員会表彰、市体育協会表彰	9:30	有明文化会館	教育委員会職員
27	火	学校訪問		第五小学校	課長
28	水	学校訪問		湯江小学校	課長
30	金	島原学生駅伝開会式	15:15	島原文化会館	課員

平成30年11月行事予定表

平成30年11月1日現在

下線太字 教育委員出席予定
◎ 教育長出席
○ 教育次長出席
△ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	木	島原市教育文化振興事業団 新年度予算ヒアリング 10:00 有明庁舎1階相談室○△		島原市教育文化振興事業団 新年度予算ヒアリング 10:40 有明庁舎1階相談室○△ 朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 ◎○△	島原市教育文化振興事業団 新年度予算ヒアリング 14:30 有明庁舎1階相談室○△ 夢の教室9:30第一小学校(2・3時間目) 夢の教室14:10第二小学校(5・6時間目)
2	金		第三小学校研究発表会 13:00 ◎△		
3	土	職員採用試験(二次)面接 9:00 外港庁舎第2応接室 ◎	文化の日		
4	日				半島内少年剣道大会及び市対抗剣道大会・男子剣道大会・女子剣道大会開会式9:00有明体育館△ 島原タグラグビーフェスタ開会式10:00平成町多目的△ 有明地区ソフトボール大会開会式8:30有明の森
5	月		第2回県・市町教育委員会学校課長等議 13:30 諫早市 ～6日(火) △	指定管理者選定委員会 13:30 外港庁舎 △	
6	火			社会教育委員の会 14:00 有明公民館 △	
7	水		定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△	県下少年センター職員研修会 13:30 五島市 △	定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△
8	木		県中総体駅伝競走大会 9:30 諫早市 ◎	県下少年センター職員研修会・第2回所長会 9:00 五島市 △	
9	金	長崎県市町村教委連絡協議会(研究大会) 10:00 大村市 ◎△			
10	土	長崎県高等学校新人体育大会(レスリング競技役員) 10:00 島原農業高校 ◎		市民音楽祭「小中学生の部」 10:00 島原文化会館 △	長崎県民体育大会総合開会式10:00△
11	日	長崎県高等学校新人体育大会(レスリング競技役員) 10:00 島原農業高校 ◎		市民音楽祭「洋楽の部」 13:30 島原文化会館 △	長崎県民体育大会
12	月	第1回市勢振興計画策定委員会 9:00 外港庁舎 ○	教職員実態調査 9:30 有明総合文化会館 ◎△		市長表敬訪問(島原高校) 16:30 市長
13	火		教職員実態調査 16:40 有明庁舎 ◎△		三市連合親睦ゲートボール大会開会式9:00中尾川河川敷 市長
14	水		教職員実態調査 9:30 有明総合文化会館 ◎△		夢の教室10:30第三小
15	木	第3回長崎県都市教育長協議会 14:00 対馬市 ◎			夢の教室10:30大三東小
16	金	第3回長崎県都市教育長協議会 ～12:00 対馬市 ◎		例規審査委員会 13:30 外港庁舎 ○△	夢の教室10:30湯江小・高野小
17	土			島原市・福知山市日米親善人形対面式 14:15 島原城 △	
18	日	防災避難訓練 8:30 安中地区 ◎○△		市民音楽祭「邦楽の部」 13:30 島原文化会館 △ 島原市・福知山市日米親善人形合同展示会 島原図書館(12/16まで)	島原半島空手道選手権大会開会式9:00
19	月	第2回市勢振興計画策定委員会 9:30 森岳公民館 ○	定例教頭会 10:30 三会公民館 ◎△		
20	火				
21	水		就学指導委員会 14:00 有明公民館 ◎△	少年センター立入調査 15:00 市内一円 △	
22	木				NITTAIDIX自治体フォーラム16:30帝国ホテル△ 福知山マラソン(～24)福知山
23	金				福知山マラソン(～24)福知山
24	土				
25	日				
26	月	島原市教育委員会表彰式 9:30 有明文化会館 ◎ ◎△ 島原市体育協会表彰式 11:00 有明文化会館 ◎ ◎△	島原市教育委員会表彰式 9:30 有明文化会館 ◎ ◎△ 島原市体育協会表彰式 11:00 有明文化会館 ◎ ◎△	島原市教育委員会表彰式 9:30 有明文化会館 ◎ ◎△ 島原市体育協会表彰式 11:00 有明文化会館 ◎ ◎△	島原市教育委員会表彰式 9:30 有明文化会館 ◎○ △ 島原市体育協会表彰式 11:00 有明文化会館 ◎○ △
27	火		第五小学校巡回訪問 10:15 ◎○△		
28	水		湯江小学校巡回訪問 10:25 ◎○△		
29	木				
30	金	島原学生駅伝開会式15:15市長◎○△	島原学生駅伝開会式15:15市長◎○△	島原学生駅伝開会式15:15市長◎○△	島原学生駅伝開会式15:15市長◎○△

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

第45号議案 島原市運動部活動の在り方に関する方針について

平成30年11月29日 定例会

第 4 5 号議案

島原市運動部活動の在り方に関する方針について

島原市運動部活動の在り方に関する方針について、別紙のとおり策定することについて議決を求める。

平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日 提出

島原市教育委員会
教育長 森 本 和 孝

提案理由

平成 3 0 年 3 月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則るとともに、「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」を参考にして、「島原市運動部活動の在り方に関する方針」を策定しようとするものである。

別紙

島原市運動部活動の在り方に関する方針(案)

平成 30 年 11 月 日

島原市教育委員会

目 次

■はじめに	・・・	1
1 運動部活動の方針策定の趣旨等	・・・	2
2 適切な運営のための体制整備	・・・	3
(1) 学校の運動部活動に係る活動方針の策定等		
(2) 指導・運営に係る体制の構築		
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	・・・	5
(1) 適切な指導の実施		
4 適切な休養日及び活動時間等の設定	・・・	6
(1) 休養日		
(2) 活動時間		
(3) 支援・指導、実施の徹底等		
5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	・・・	7
(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置		
(2) 地域との連携等		
6 学校単位で参加する大会等の見直し	・・・	8
■終わりに	・・・	9

■はじめに

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、学校教育活動の一環として行われ、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や態度を育てるなど、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。

また、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができ、生徒の多様な学びの場として、その教育的意義は大きいものがある。

本市では、噴火災害復興の体験から学んだ「生命・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、郷土に誇りを持ち、国を愛する心を育てるとともに、心豊かでたくましく生きる子どもたちの育成を図るため、健やかな体を育成する学校体育を推進している。

本市の中学生は、運動部活動に積極的に取り組む生徒が多く、中学校総合体育大会等の様々な場面で活躍する姿は、多くの市民に感動をあたえてきた。

運動部活動においては、子供たちが仲間と協力して日々の練習に励み、成果を上げるために目標に向かって努力を重ねる貴重な学びの場であり、中学生の健全な育成や心身の発達に大きな役割を果たしている。

しかしながら、近年、少子化による部員数の減少、専門的な指導力をもった指導者の減少、生徒のニーズや保護者の要望への対応など、運動部活動を取り巻く環境も著しく変化している。また、スポーツ科学の観点からも短時間で効率的・効果的な活動が求められている。

これらのことから、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするために、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

島原市教育委員会では、持続可能な運動部活動が生徒の発達段階に応じて適切に実施されるよう、「島原市運動部活動の在り方に関する方針」として本ガイドラインを策定した。

1 運動部活動の方針策定の趣旨等

(1)「島原市運動部活動の在り方に関する方針」(以下、「本方針」という。)は、島原市立中学校(以下「中学校」という。)の運動部活動を対象とし、中学生にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、本市の地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

ア 「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「スポーツ障害の予防」のほか、スポーツ医・科学的な必要性や、生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上のためにも、競技や種目の特性を踏まえつつ、運動部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。

イ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

ウ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

エ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

(2) 島原市教育委員会は、国のガイドラインに則り、「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」(以下「県ガイドライン」という。)を参考として、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

(3) 島原市教育委員会は、設置する中学校に対して、「本方針」に基づく運動部活動改革の取組状況について、指導・助言を行う。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 学校の運動部活動に係る活動方針の策定等

- ア 校長は、「本方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」及び各運動部活動の「活動計画」等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ウ 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長及び運動部顧問は、生徒及び保護者に対して「活動方針」「年間の活動計画」等について説明する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、外部指導者の配置状況、指導内容の充実、生徒の安全の確保、学校や地域の実態を踏まえ、円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- イ 島原市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、外部指導者の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用と学校への配置について検討する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 島原市教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

その際、学校全体でスポーツ医・科学的な根拠に基づく指導方針に則って指導が行えるよう、運動部活動に関する研修を学校代表者が受講して校内で情報を共有するなど、運動部顧問が適切な運動部活動運営に関する知識や方法の習得ができるよう配慮する。

カ 島原市教育委員会及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号、平成 30 年 4 月 16 日付け 30 教高第 20 号、平成 30 年 5 月 29 日付け 30 教義第 122 号、平成 30 年 6 月 4 日付け 30 島教学第 242 号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

島原市教育委員会は、中学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長及び運動部顧問は、気象庁の高温注意情報が発せられるなど生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、学校に設置してある熱中症計を活用して状況を把握し、躊躇せず活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止とするなど、万全の対策を行う。

また、島原市教育委員会及び校長は、高温や多湿時に、やむを得ない事情により開催される大会がある場合には、関係団体と連携し、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

ウ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることやウォームアップやクールダウンを確実に行うこと、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。加えて、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たり、平成 26 年 1 月に県教育委員会が作成した「運動部活動指導の手引」を活用するなど適切な指導を行う。

4 適切な休養日及び活動時間等の設定

¹運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

(1) 休養日

ア 学期中の休養日は、週当たり2日以上休養日を設定する。

平日：少なくとも1日を休養日とする。

週休日：少なくとも土曜日及び日曜日のいずれか1日を休養日とする。

その他：家庭の日（毎月第3日曜日）は部活動を実施しない日（²ノー部活動デー）と位置付ける。但し、やむを得ず、週末や家庭の日に大会参加等で活動した運動部は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定する。

イ 長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いを行う。

ウ その他

生徒が十分な休養を確保し、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。

(2) 活動時間

ア 1日の活動時間をできるだけ短時間にし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

平日：長くとも2時間程度

休業日：長くとも3時間程度（学期中の週末を含む）

イ 学校や地域、運動部の実情、大会参加等によって活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないよう見通しを持って活動計

¹ 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

（平成29年12月18日 運動部活動指導の在り方に関する総合的なガイドライン 第5回作成検討会議 参考資料1 参照）

² ノー部活動デーとは、学校で「全ての部活動が一斉に活動しない日」、休養日とは、各部が「活動をしない日」として設定した日をいう。

面を立て、生徒が休養を十分にとることができるようにする。

(3) 支援・指導、実施の徹底等

ア 島原市教育委員会は、各学校が策定する「学校の運動部活動に係る活動方針」に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、「本方針」に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 校長は、休養日及び活動時間等の設定について、生徒の運動部活動に対する意欲の向上にも配慮し、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間のほか、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めるなど工夫する。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

ア 校長は、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、障害のある生徒等も含めて生徒の多様で潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、学校や地域の実態、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部設置を検討する。

イ 島原市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を検討する。

(2) 地域との連携等

- ア 島原市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。
- イ 島原市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放を推進する。
- ウ 島原市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 島原市教育委員会は、関係団体と連携して、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等が開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、可能な限り大会等の統廃合等を主催者に要請する。
- イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないよう、以下のことを考慮して、参加する大会・試合等を精査する。
- ・土曜日及び日曜日のいずれかに休養日が設定できるよう、原則として大会・試合等への参加が連続週にわたることがないよう考慮する。
 - ・中学校体育連盟が主催する大会を除き、県大会及び地区大会規模の大会については、年12回を超えない程度の参加を目安とする。

■終わりに

- 運動部活動の指導に当たっては、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別すること」について再認識し、県が通知した『『スポーツにおける体罰根絶宣言』について』（平成 26 年 1 月 17 日付け 25 教体第 304 号）の内容を遵守する。
- 島原市体育協会、各競技団体及びその他のスポーツ団体においては、競技の普及の観点からも、「本方針」を踏まえ、運動部活動やジュニア期におけるスポーツ活動が適切に行われるよう協力をお願いしたい。
- 「本方針」では、生徒の「スポーツ障害の予防」や「生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現」を第一に目指し、スポーツ医・科学的な見地から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、生徒の発育・発達の過程で最高のパフォーマンスの発揮や本人のやる気・意欲の向上にも結びつき、本市の競技力向上にもつながるものとする。島原市教育委員会は、中学校における運動部活動が、地域や学校の実情、競技特性や競技レベル、強化指定の有無等に応じた多様な形で最適な活動となるよう、「本方針」の着実な実施を図る。
- なお、文化部活動においては、成長期の生徒が授業や校外活動、休養、睡眠とバランスのとれた生活を送ることを重視し、適切な休養日や活動時間など、国の指針が示されるまで、「本方針」に準じるものとする。

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

(追加)

第46号議案 議会の議決を経るべき議案について(一般会計補正予算第5号)

平成30年11月29日 定例会

第46号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき議案について、別紙平成30年度島原市一般会計補正予算第5号（教育委員会関係費）のとおり議会に提出することの承認を求める。

平成30年11月29日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条、及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を求めるものである。

2 歳 入

(款) 国庫支出金
(項)

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	節 分 金 額		説 明
13	国庫支出金	36 ⁰⁰ 9,518 ⁷ 8	3,169 ⁷ 8	37 ⁰⁰ 2,688 ⁷ 6			
1	国庫負担金	31 ⁰⁰ 6,822 ⁷ 2	1,165 ⁷ 0	31 ⁰⁰ 7,987 ⁷ 2			
1	民生費国庫負担金	31 ⁰⁰ 6,555 ⁷ 4	1,165 ⁷ 0	31 ⁰⁰ 7,720 ⁷ 4			
2	国庫補助金	5 ⁰⁰ 1,441 ⁷ 5	2,004 ⁷ 8	5 ⁰⁰ 3,446 ⁷ 3			
2	民生費国庫補助金	1 ⁰⁰ 8,949 ⁷ 1	1,669 ⁷ 2	2 ⁰⁰ 618 ⁷ 3			
6	教育費国庫補助金	2,416 ⁷ 2	335 ⁷ 6	2,751 ⁷ 8	3 社会教育費補助金	335 ⁷ 6	1 文化財多言語解説整備事業費補助金
【文化財多言語解説整備事業費補助金の概要】 ・地域の国指定等文化財について、訪日外国人旅行者が地域を訪れた際の地域での体験滞在の満足度を向上させるため、先進的・高次元な多言語解説を整備する取組に補助する。 ・補助率1/3 ※ただし、複数の文化財を一体のものとして多言語解説整備を行う場合であって、かつ、外国人旅行者の増加及び満足度の向上に高く寄与するものと認められる場合においては、予算の範囲内で補助金の額は調整するものとします。 ・総事業費532万7,000円 × 補助率63% = 補助金335万6,000円							
16	寄附金	5 ⁰⁰ 33 ⁷ 7	5 ⁷ 0	5 ⁰⁰ 38 ⁷ 7			
1	寄附金	5 ⁰⁰ 33 ⁷ 7	5 ⁷ 0	5 ⁰⁰ 38 ⁷ 7			
4	教育費寄附金	8 ⁷ 5	5 ⁷ 0	13 ⁷ 5	2 社会教育費寄附金	5 ⁷ 0	1 図書館等図書整備基金寄附金
【図書館等図書整備基金寄附金の概要】 ・古丁 谷口博信 様から、御母堂様香典返しのお返し 5万円							

(一般会計)

3 歳 出

(款) 10 教育費
(項)

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2								
小学校費	2 ⁰⁰ 7,605 ⁵ 4	110 ⁵ 3	2 ⁰⁰ 7,715 ⁵ 7		110 ⁵ 3			
3 学校整備費	7,163 ⁵ 6	350 ⁵ 0	7,513 ⁵ 6		350 ⁵ 0			
						15 工事請負費	350 ⁵ 0	1 小学校施設整備費 工事請負費
						【学校整備費の概要】		
						・ 第三小学校正門前通学路両脇のレンガ堀について、9月補正で設計業務委託を行い施工方法が決定したので、12月補正で補強工事を行う予算を計上する。		
						・ 事業費350万円、工事延長し = 28.9m × 2		
4								
社会教育費	3 ⁰⁰ 5,673 ⁵ 1	635 ⁵ 6	3 ⁰⁰ 6,308 ⁵ 7	340 ⁵ 6	295 ⁵ 0			
1 社会教育総務費	1 ⁰⁰ 529 ⁵ 0	532 ⁵ 7	1 ⁰⁰ 1,061 ⁵ 7	国庫支出金 335 ⁵ 6	197 ⁵ 1	8 報 償 費	2 ⁵ 4	1 文化財等保存整備事業経費
						11 需 用 費	21 ⁵ 6	(1) 文化財多言語解説整備事業経費
						13 委 託 料	508 ⁵ 7	報償金 印刷製本費 看板設置業務委託料 多言語解説システム構築業務委託料
								5,327 (5,327) (24) (216) (87) (5,000)
						【文化財多言語解説整備事業の概要】		
						・ 市内の各文化財等の特色について、外国人観光客等にわかりやすい解説を多言語(10言語)で作成し、1解説文と画像を利用した多言語解説システムを整備する。		
						・ 事業費532万7,000円		
3 図書館運営費	6,669 ⁵ 3	5 ⁵ 0	6,674 ⁵ 3	その他 5 ⁵ 0		25 積 立 金	5 ⁵ 0	1 図書館運営経費
								(1) 図書館運営経費 図書館等図書整備基金積立金
						【図書館等図書整備基金積立金の概要】		
						・ 古丁 谷口博言 様から、御母堂様香典返しので寄付5万円を基金積立。		

(一般会計)

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) **教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。**
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。